

ID: 151

担当部署: 農水産課

処分の概要	賦課の徴収		
例規名根拠条項	旭市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 第1条		
例規番号	平成17年条例第113号		
<p>【基準】 第1条及び第2条の規定による。 (趣旨) 第1条 旭市営土地改良事業(以下「事業」という。)に要する経費について、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4において準用する法第36条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者に対して、金銭、夫役、又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。 (賦課の基準等の決定) 第2条 前条の規定により徴収する各年度の賦課の額は、その年度における当該事業の施行に要する経費のうち、国又は県から交付を受ける補助金の額を除いたものを超えない範囲内において市長が定める。 2 賦課に当たっては、地積、用水量その他客観的な指標により、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。 3 賦課の基準並びに徴収の時期及び方法は、別に市長が定める。これを変更するときも、また同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 農水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第116号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 農産物処理加工センターの使用料は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)の定めるところによる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 農水産課

処分の概要	使用中止命令		
例規名 根拠条項	旭市農産物処理加工センター管理及び運営に関する規則 第5条		
例規番号	平成17年規則第111号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (使用の中止) 第5条 市長は、次の各号に当たる場合は、使用の中止を命ずることができる。 (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 建物又はその附属施設を損傷するおそれがあると認めたとき。 (3) 許可を受けた目的以外に使用したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日